

# 郵送による住民票の写し等交付申請書

(あて先) 和歌山市長

令和 年 月 日

住民票の写し等を申請される方について、ご記入ください。

|                                |        |    |  |
|--------------------------------|--------|----|--|
| 住所                             | (〒 - ) |    |  |
| 氏名・印 (会社等の請求は会社等の名称、代表者名、社印) 印 |        |    |  |
| 会社事務担当者                        | 住所     | 氏名 |  |
| 昼間連絡のつく電話番号(携帯・勤務先等)           | ①      | ②  |  |
| 必要な方との続柄                       |        |    |  |

次のとおり郵送による交付を申請します。

どなたの証明が必要ですか。(世帯全員の場合は、使用する方について、ご記入ください。)

|            |      |  |                      |
|------------|------|--|----------------------|
| 住所         | 和歌山市 | 世帯主  |                      |
| フリガナ       |      | 生年月日                                       | (明・大・昭・平・令)<br>年 月 日 |
| 氏名<br>(通称) |      | (外国人住民で住民票に通称名が記載されている場合、氏名及び通称を記入してください。) |                      |

必要な証明書を○で囲んで、通数を記入してください。

(第三者からの請求については、特別な場合を除き、本籍地・続柄等が省略された住民票の一部の写しを交付します。)

|         |      |      |   |    |      |      |   |
|---------|------|------|---|----|------|------|---|
| 住民票     | 世帯全員 | 300円 | 通 | 除票 | 世帯全員 | 300円 | 通 |
|         | 世帯一部 | 300円 | 通 |    | 世帯一部 | 300円 | 通 |
| 記載事項証明書 | 世帯全員 | 300円 | 通 |    |      |      |   |
|         | 世帯一部 | 300円 | 通 |    |      |      |   |

記載が必要な事項を○で囲んでください。

1. 本籍 2. 続柄 3. 個人番号 4. 住民票コード

※外国人項目の記載について、記載する事項を○で囲んでください。

1. 国籍・地域 2. 通称履歴 3. その他(在留資格等)

使用目的 (どなたのどんな記載が必要かを具体的にご記入ください。)

除票や個人番号・住民票コードを記載した証明書を請求する場合は、下記の使用目的を必ずご記入ください。

|     |  |
|-----|--|
| 提出先 |  |
|-----|--|

## ※添付資料の説明、注意事項

1. 申請者の本人確認書類の写し(運転免許証・住民基本台帳カード・国民健康保険証など申請者の現住所が確認できる公的な書類のコピー)を同封してください。送付先の住所と宛名の記載を確認します。

2. 手数料は、定額小為替(郵便局で販売)もしくは現金書留をお願いします。切手での納入や振込みはできません。

3. 返信用封筒には、申請者の郵便番号・住所・氏名等を楷書でご記入いただき、返信用切手を貼付してください。返送先は、原則申請者の住民登録地となります。

4. 第三者(本人・同じ世帯の方以外の方)が申請される場合は、委任状が必要です。本籍・続柄が必要な場合には、委任状にもその旨を記入しておいてください。委任状がない場合には、正当な使用目的であると共にそのことを証明する契約書のコピー等の疎明資料の添付が必要です。不明な点はお問い合わせください。

5. 申請内容の確認のためご連絡させていただく場合があります。また、送付された添付書類によっては、別の書類を追加して送付をお願いする場合があります。申請書に日中つながる電話番号を必ず記入してください。

6. プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

7. 偽りその他不正な手段により交付を受けた時は、住民基本台帳法第47条により、30万円以下の過料に処せられます。

8. 郵送交付の場合は、配達日数の他に申請書が到着してから市において処理するための日数が必要ですので余裕を持って請求してください。

## 【宛先】

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所 市民課  
直通電話 073-(435)-1310